

令和7年 第8回浅口市農業委員会議事録

令和7年8月18日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	瀬 良 哲哉	出
2	渡 邊 清志	出	金光2	藤 丘 廣志	出
3	友 田 陽勝	出	金光2	安 田 文彦	出
5	古 城 富士夫	出	金光3	荒 木 秀樹	出
6	川 崎 英俊	出	金光3	菰 口 清司	出
7	柚 木 栄蔵	出	鴨方1	吉 川 孝之	出
8	吉 田 潤市	出	鴨方1	杉 本 正彦	出
9	虫 明 伸吾	欠	鴨方2	瀬 嶋 富士夫	出
10	—	—	鴨方2	虫 上 行治	出
11	渡 邊 豊	欠	鴨方3	山 下 善弘	出
12	齋 藤 孝実	出	鴨方3	山 下 眞治	出
13	岡 田 直樹	出	寄島1	中 濱 稔文	欠
			寄島2	大 島 明敏	出

事務局

事務局長 山本 省吾

書記 谷口 輝昭 書記 古城 章弘

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議 事

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第32号 農用地利用集積等促進計画について

議案第33号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

日程第4 報告事項

報告第9号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第10号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 11 号 形状変更届について

日程第 5 その他

- ・ 次回の委員会（令和 7 年 9 月 12 日（金））

議 長	開会（午後１時３０分） すいません。これから会議を始めます。
	暑い日が続きますが、体調管理のほうには十分気をつけていただければと思います。
	それでは、早速ですが、今日も慎重審議にご協力をお願いします。
	これより令和７年第８回農業委員会を開会します。
	ただいまの出席議員は９名で定足数に達しております。また、推進委員は１２名の参加であります。
	会議時間短縮のため、質疑応答は着席のままで行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。
	日程第１、議事録署名委員の指名を行います。
	本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第１２条２項の規定により、議長において１３番岡田委員、１番大橋委員を指名します。
	日程第２、会期の決定についてを議題とします。
	会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、会期を本日１日とします。
	日程第３、議事に移ります。
	議案第２９号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。
	６１３番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は２ページになります。
	議案第２９号農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和７年８月１８日提出。
	番号６１３、土地の所在地は、金光町地頭下です。畑、１６８．１２平米。譲受人は〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は贈与、譲渡しの理由も贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、該当地区の担当委員であります私のほうで補足説明を行います。
	位置図は、１ページ、２ページになります。
	〇〇〇〇がありますが、あそこから〇〇〇〇を北へ約３００メートルぐらい入ったところです。該当土地の両隣が譲受人の所有となっています。現状、畑で利用しているんですが、隣地の人が今まで耕作をしており、今後も同じように畑として利用するというこのようです。特に問題はないと思いますので、審議のほうをよろしくお願いいたします。
	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、６１３番の件についてご異議はありませんか。

委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、614番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号614、土地の所在地は金光町大谷です。田、1,920平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、5番古城委員、補足説明をお願いします。
委 員	地図は3番、4番ということで、〇〇〇〇のちょうど南で〇〇〇〇という、今はバイパスができたんで、あの間の道になります。ほんで、現状で言えば、数年前からもう耕作はしてなくて、年に2回ぐらい草を刈っておったというふうな状態であります。現状も、最近草を刈ったような状況であります。譲渡し人は、この方の父親かお兄さんの名義で持とられた方が亡くなって相続された。相続されたんだけど、嫁いだところのご本人ももう農業するつもりはないというふうな方で、譲受人のほうへお渡しするということで、譲受人の方に電話で確認したところ、農業はやると。すぐにすぐはできんかったら、ちゃんと草を刈って迷惑はかけないというふうなお話でした。審議のほうをよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、614番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、議案第30号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。
	608番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	議案第30号農地法第4条の規定による許可申請について。令和7年8月18日提出。
	番号608、土地の所在地は金光町占見新田、畑、15平米。転用目的は墓地、施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は墓地です。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。
委 員	1番大橋です。
	場所は、〇〇〇〇から北へ1.5キロぐらいのこのちょっと山の上へ上がったところなんです。〇〇〇〇があります。そのちょっと北側になります。私どもが現地へは軽トラで行ってやっと通れるぐらいで、雑草が1メートルぐらい生えとりましたかね。それでも今のところ家もないようなんで、別に問題はないと思います。審議の

	ほどよろしくをお願いします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、608番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、議案第31号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
	612番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	4ページになります。
	議案第31号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和7年8月18日提出。
	番号612、土地の所在地は全て鴨方町益坂です。番号612、畑、604平米、同じく畑、627平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は、露天駐車場。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できる他の土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地です。この申請と同時に、市開発許可も申請中です。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。
委 員	7番柚木。
	地図は7ページ、8ページ。
	この〇〇〇〇ですかね。これがここ2年か3年かけて、その道路の西側を倉庫や駐車場にしてますけど、今回、この2件は草が生えとるだけで、年に2回、3回草刈りやとった土地なんですけど、駐車場が必要になったため、買いたいということで話ができて、全然問題ない思いますから、審議のほうよろしくをお願いします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、612番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	次に、615番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号615、土地の所在地は全て鴨方町地頭上です。番号615、田、920平米、同じくほかといたしまして、田、4筆、2、117平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は、倉庫。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第3種で、一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。この申請と同時に、県開発許可も申請中です。よろしくお願

	いいいたします。
議 長	次に、7 番柚木委員、補足説明をお願いします。
委 員	7 番柚木です。
	地図は9 ページ、10 ページ。
	この物件は、昨年末に地権者と境界契約をしたことで話が進んでいたようです。今回の案件の北側、〇〇〇〇ですか、これは以前、家事で焼けたブロック造りの建物がありましたが 昨年から今年にかけて、全部撤去して、その土地を含めて、その一体を購入するということで、今回正式に書類ができました。地権者といろいろ話をしましたけども、逆に喜んだぐらいで、問題ないと思いますから、審議のほうよろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、615 番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、議案第32号農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。
	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書5 ページになります。
	議案第32号農用地利用集積等促進計画について。令和7年8月18日提出。
	それでは、説明いたします。
	番号12、この1件について、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。権利の設定を受ける者は1名、農地は1筆、新規で、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は10年以内になります。
	次に、6 ページになりますが、(1) 地目別設定面積について、畑、626 平米です。
	以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	ただいま説明がありました。
	質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、この件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、承認することに決定します。
	続きまして、議案第33号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題とします。

事務局	事務局の説明を求めます。 議案第 3 3 号農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について。令和 7 年 8 月 1 8 日提出。
事務局	説明のほうをちょっと代わります。 失礼します。説明させていただきます。 例年、3 年ごとに農地判断として行っておりまして、昨年度実施年度ということで行ったんですが、農地の荒廃化が非常に多くて、一度にやれる数というのもほかの課税部局や法務局との兼ね合いもありまして、去年は金光地区、寄島地区をさせていただき、本年度、鴨方地区を中心に上げさせていただいております。全部で 7 4 3 筆になります。 皆様方に調査いただいた農地パトロールによって山林・原野化ということで、もう農地への回復が見込まれない農地を非農地とするものです。 以上です。
事務局	ただいま説明がありました。 質疑はありませんか。ありませんか。 よろしいですかね。
委員長	なし声 それじゃ、質疑なしと認めます。 それでは、この件についてご異議はありませんか。
委員長	異議なし声 異議なしと認め、このように決定をいたします。 日程第 4、報告事項に移ります。
事務局	報告第 9 号農地法第 1 8 条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 7 ページになります。 報告第 9 号農地法第 1 8 条の規定等による合意解約通知について。令和 7 年 8 月 1 8 日提出。 番号 6 0 6、鴨方町益坂、田、1 6 7 平米。借受人は〇〇〇〇。貸出人は〇〇〇〇。合意年月日は令和 7 年 6 月 2 2 日、引渡し年月日は令和 7 年 7 月 1 日です。 以上です。
議長	ただいま説明がありました。 質疑はありませんか。
委員長	なし声 質疑はないようですので、報告を受けたことといたします。 続きまして、報告第 1 0 号の農地法施行規則該当転用届についてを議題とします。
事務局	事務局の説明を求めます。 議案書 8 ページになります。 報告第 1 0 号農地法施行規則該当転用届について。令和 7 年 8 月 1 8 日提出。

	番号６０９、寄島町、田、１，０４７平米のうち１０平米。申請人は、〇〇〇〇。 施設の概要は、〇〇〇〇。 続きまして、番号６１６、金光町上竹、田、１７２平米のうち４５平米。申請人は、〇〇〇〇。施設の概要は、〇〇〇〇。 以上です。
議 長	ただいま説明がありました。 質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑はないようですので、報告を受けたことといたします。 続きまして、報告第１１号形状変更届についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案書９ページになります。 報告第１１号形状変更届について。令和７年８月１８日提出。 番号６１０。番号６１０－１、寄島町、畑、９１平米。番号６１０－２、寄島町、畑、１７２平米。申請人は、〇〇〇〇。変更理由は、畑から畑に変更で、〇〇〇〇です。 続きまして、番号６１７。番号６１７－１、金光町上竹、田、２７８平米。番号６１７－２、金光町上竹、田、１７２平米。申請人は、〇〇〇〇。変更理由は、田から畑に変更で、〇〇〇〇です。 以上になります。
議 長	ただいま説明がありました。 質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑はないようですので、報告を受けたことといたします。 日程第５、その他に移ります。 事務局から報告等がありましたらお願いします。
事務局	①令和７年度の農地パトロールについて ②次回の農業委員会について
議 長	ほかはないようですので、本日の委員会は以上で閉会とします。 ご苦労さまでした。 閉会（午後１時５９分）

上記顛末を記載した者は書記古城章弘であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年8月18日

浅口市農業委員会 会長

⑨

同 委 員

⑨

同 委 員

⑨